

消防法の命令に従わない場合は、それぞれの罰則が適用される場合があります。

# 消防法の命令違反概要・罰則規定一覧

## 命令違反に対する罰則

| 命令条文                   | 命令違反概要                                      | 罰則規定          |              | 罰則内容                                |
|------------------------|---------------------------------------------|---------------|--------------|-------------------------------------|
| 第 3 条第 1 項             | 屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令に従わなかった場合     | 第 44 条第 1 号   |              | 30 万円以下の罰金又は拘留                      |
|                        |                                             | 第 45 条第 3 号   |              | 両罰：本条の罰金                            |
| 第 4 条第 1 項             | 資料提出命令に従わなかった場合、報告の徴収及び消防職員の立入検査を拒否した場合     | 第 44 条第 2 号   |              | 30 万円以下の罰金又は拘留                      |
| 第 5 条第 1 項             | 防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）に従わなかった場合           | 第 39 条の 3 の 2 |              | 2 年以下の懲役<br>200 万円以下の罰金             |
|                        |                                             | 第 45 条第 1 号   |              | 両罰：1 億円以下の罰金                        |
| 第 5 条の 2 第 1 項         | 防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）に従わなかった場合         | 第 39 条の 2 の 2 |              | 3 年以下の懲役<br>300 万円以下の罰金             |
|                        |                                             | 第 45 条第 1 号   |              | 両罰：1 億円以下の罰金                        |
| 第 5 条の 3 第 1 項         | 防火対象物に対する措置命令（火災の予防又は消防活動の障害除去）に従わなかった場合    | 第 41 条        |              | 1 年以下の懲役<br>100 万円以下の罰金             |
|                        |                                             | 第 45 条第 3 号   |              | 両罰：本条の罰金                            |
| 第 8 条第 3 項             | 防火管理者選任命令に従わなかった場合                          | 第 42 条第 1 項   |              | 6 月以下の懲役<br>50 万円以下の罰金              |
|                        |                                             | 第 45 条第 3 号   |              | 両罰：本条の罰金                            |
| 第 8 条第 4 項             | 防火管理業務適正執行命令に従わなかった場合                       | 第 41 条        |              | 1 年以下の懲役<br>100 万円以下の罰金             |
|                        |                                             | 第 45 条第 3 号   |              | 両罰：本条の罰金                            |
| 第 8 条の 2 第 5 項         | 統括防火管理者選任命令に従わなかった場合                        | 直接の罰則規定なし     |              | 第 5 条の 2 第 1 項による使用の禁止、停止又は制限の命令対象※ |
| 第 8 条の 2 第 6 項         | 統括防火管理業務適正執行命令に従わなかった場合                     | 直接の罰則規定なし     |              | 第 5 条の 2 第 1 項による使用の禁止、停止又は制限の命令対象※ |
| 第 8 条の 2 の 2 第 4 項     | 防火対象物の点検虚偽表示除去・消印命令に従わなかった場合                | 第 44 条第 17 号  |              | 30 万円以下の罰金又は拘留                      |
| 第 8 条の 2 の 3 第 8 項     | 特例認定を受けた防火対象物である旨の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に従わなかった場合 | 第 44 条第 17 号  |              | 30 万円以下の罰金又は拘留                      |
| 第 17 条の 4 第 1 項又は第 2 項 | 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令に従わなかった場合            | 設置命令          | 第 41 条       | 1 年以下の懲役<br>100 万円以下の罰金             |
|                        |                                             |               | 第 45 条第 2 号  | 両罰：3000 万円以下の罰金                     |
|                        |                                             | 維持命令          | 第 44 条第 12 号 | 30 万円以下の罰金又は拘留                      |
|                        |                                             |               | 第 45 条第 3 号  | 両罰：本条の罰金                            |

※他に使用停止命令等の対象は、第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は第 17 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項

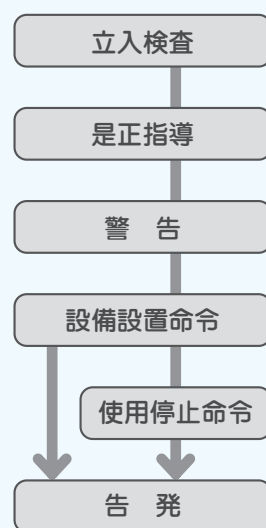
# 命令違反等以外の主な罰則

| 違反条文       | 違反概要                                   | 罰則規定                | 罰則内容                           |
|------------|----------------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| 第8条第2項     | 防火管理者の選任・解任の届出を怠った場合                   | 第44条第8号             | 30万円以下の罰金又は拘留                  |
| 第8条の2の2第1項 | 防火対象物の点検結果を報告せず又は虚偽の報告をした場合            | 第44条第11号<br>第45条第3号 | 30万円以下の罰金又は拘留<br>両罰：本条の罰金      |
| 第8条の2の2第3項 | 違法に防火対象物の点検済表示をした場合又は紛らわしい表示をした場合      | 第44条第3号<br>第45条第3号  | 30万円以下の罰金又は拘留<br>両罰：本条の罰金      |
| 第8条の2の3第5項 | 防火対象物の特例認定を受けたものが、管理権原の変更届を怠った場合       | 第46条の5              | 5万円以下の過料                       |
| 第8条の3第3項   | 防災性能を有するもの以外に指定表示又はこれと紛らわしい表示をした場合     | 第44条第3号<br>第45条第3号  | 30万円以下の罰金又は拘留<br>両罰：本条の罰金      |
| 第17条の3の2   | 消防用設備等の検査を拒否した場合<br>消防用設備等の設置の届出を怠った場合 | 第44条第4号<br>第44条第8号  | 30万円以下の罰金又は拘留<br>30万円以下の罰金又は拘留 |
| 第17条の3の3   | 消防用設備等の点検結果を報告せず又は虚偽の報告をした場合           | 第44条第11号<br>第45条第3号 | 30万円以下の罰金又は拘留<br>両罰：本条の罰金      |



(一財) 日本消防設備安全センター  
違反是正支援センター

## 消防用設備等未設置の基本的な流れ



お問い合わせ先